

経営継続支援事業のお知らせ

売上減少が特に深刻な方を対象として、経営継続のための支援金を交付します。

《概要》

(1) 固定費支援金 (開業届を町に提出済で、町税等に滞納のない方)

事業者毎に、経営継続に必要な固定費3か月分の対象経費を支援。

- ・対象:今年1～3月のうち、ある1か月の売上高と、平成31年～令和3年のいずれかの年の同月を比較し、**20%以上売上が減少**。

(まん延防止等重点措置協力支援金を受けている場合は、その額を売上に算入して比較します。)

- ・支援金交付額:令和4年1月～3月の固定費の合計額(上限15万円)
- ・条件:令和4年1月から3月までの固定費支払い(又は請求)を証する書類の写し、誓約書の提出など

(2) 酒類提供停止加算金

専ら飲食店等に酒類を販売している事業者、運転代行業者については、固定費支援金に加え、一律10万円を交付。

(3) 第三者認証奨励金 (第三者認証を受けたことを証する書類が必要。)

固定費支援金の対象外であっても、北海道が実施する第三者認証の認証を受けた飲食店には、一律2万円を交付。

受付期間:令和4年5月9日から8月31日まで

【申請書類】

○共通

経営継続支援金交付申請書(様式)

支援金請求書(様式)

申請書類に虚偽がないことを表明する誓約書(様式)

直近の確定申告書の写し

町税等に未納がないことを証する書類(必要な関係公簿等の確認の同意があれば不要)



○固定費支援金及び酒類提供停止加算金

売上減少計算書(様式)

売上減少を証する書類

固定費計算書(様式)

令和4年1月から3月までの固定費支払い又は当月分固定費の請求を証する書類

○第三者認証奨励金

第三者認証を取得したことを証する書類

※申請様式は、弟子屈町役場観光商工課又は弟子屈町商工会で入手できます。

提出先:弟子屈町商工会(☎482-2259)

(感染症対策のため、受付は事前予約制)



お問合せ:弟子屈町商工会 ☎482-2259

役場観光商工課商工振興係 ☎482-2940